

令和5年4月25日

第22回指宿市農業委員会会議録

指宿市農業委員会

第 2 2 回指宿市農業委員会会議録

- 1 令和 5 年 4 月 2 5 日(火) 午後 2 時 0 0 分～
於：県南薩地域振興局指宿庁舎（3 階会議室）

議事日程

- 報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
- 報告第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可取消について
- 報告第 3 号 農用地あっせん申出の取下げについて
- 報告第 4 号 非農地判断後の農地復元について
- 議案第 1 号 「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定に
ついて (所有権移転分)
(利用権設定分)
- 議案第 2 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請」に係る決定について
- 議案第 3 号 農業振興地域整備計画の一部計画変更（用途区分変更）申出の
意見決定について
- 議案第 4 号 「農地法第 5 条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに
許可及び意見聴取決定について
- 議案第 5 号 農用地あっせん申出について
- 議案第 6 号 利用状況調査に係る非農地判断について

その他

1 出席委員

農業委員

| | | |
|--------------|--------------|---------------|
| 1 番 蓑 田 六 雄 | 2 番 松 木 茂 久 | 3 番 田 中 健 一 |
| 4 番 西 山 昭 二 | 5 番 澤 山 建 志 | 6 番 西川路 利 広 |
| 7 番 下 吉 一 郎 | 8 番 田 代 繁 樹 | 9 番 永 吉 正 文 |
| 10 番 内 蘭 光 弘 | 11 番 西 村 久 則 | 12 番 徳 留 幸 信 |
| 13 番 井 手 康 則 | 14 番 奥 村 祐 樹 | 15 番 井 元 清 八郎 |
| 16 番 前 田 真津美 | 17 番 生 川 裕 也 | 18 番 濱 田 保 |
| 19 番 川 畑 ゆりえ | | |

農地利用最適化推進委員

| | | |
|--------------|--------------|--------------|
| 20 番 川 畑 淳 一 | 21 番 上 拂 忠 | 22 番 田之上 洋 |
| 23 番 濱 田 卓 郎 | 24 番 徳 留 力 雄 | 25 番 廣 森 修 |
| 26 番 住 吉 俊 光 | 27 番 大 迫 恵 太 | 28 番 物 袋 唱 二 |
| 29 番 湯之上 大 幸 | 30 番 南 圭 司 | 31 番 小 村 亮 太 |
| 32 番 藏 蘭 堅 志 | 33 番 塚 田 幸 美 | 34 番 石 嶺 義 孝 |
| 35 番 前 田 剛 | | 37 番 坂 本 三 好 |
| 38 番 鐘 撞 望 | | |

1 小委員長

7 番 下 吉 一 郎

1 欠席委員

36 番 上 赤 政 行

1 遅刻委員

なし

1 早退委員

なし

1 当議事に参与する出席者

| | |
|--------------|---------|
| 指宿市農業委員会事務局長 | 西 村 里 志 |
| 主幹兼農地総務係長 | 前 村 修 |
| 農地総務係主査 | 東 川 善 久 |
| 主幹兼振興係長 | 濱 田 真 也 |
| 振興係主事 | 藤久保 宏 実 |
| 振興係主事 | 今 吉 蓮 樺 |

1 当議事書記

| | |
|-------------------|-------|
| 指宿市農業委員会事務局農地総務係長 | 前 村 修 |
|-------------------|-------|

1 開会 午後2時00分

| | |
|-----|---|
| 事務局 | <p>全員，ご起立ください。</p> <p>一同礼。</p> <p>指宿市農業委員会憲章の唱和をいたします。</p> <p>（唱和）</p> <p>ご着席ください。</p> |
| 議長 | <p>ただいまの出席人員は，定足数に達しておりますので，これより第22回指宿市農業委員会を開会いたします。</p> <p>本日の議事録署名委員に「12番委員」と「13番委員」を指名いたします。</p> <p>早速，議題に入ります。</p> <p>報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についてを，議題といたします。</p> <p>事務局に説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についての説明をいたします。</p> <p>議案書の1ページをお開きください。</p> <p>（番号1を議案書どおり読み上げ説明）</p> <p>以下については，お目通しください。</p> |
| 議長 | <p>ただいま，事務局の説明のとおりであります。</p> <p>次に，報告第2号農地法第5条の規定による許可取消を議題といたします。</p> <p>事務局に説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>議案書の4ページをお開きください。</p> <p>（番号1を議案書どおり読み上げ説明）</p> |
| 議長 | <p>ただいま，事務局の説明のとおりであります。</p> <p>次に，報告第3号農用地あっせん申出の取下げについてを，議題といたします。</p> <p>事務局に説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>報告第3号農用地あっせん申出の取下げについての説明をいたします。</p> <p>議案書の5ページをお開きください。</p> <p>（番号1を議案書どおり読み上げ説明）</p> |
| 議長 | <p>ただいま，事務局の説明のとおりであります。</p> <p>次に，報告第4号非農地判断後の農地復元についてを，議題といたします。</p> <p>事務局に説明を求めます。</p> |

| | |
|-----|--|
| 事務局 | <p>報告第4号非農地判断後の農地復元について説明いたします。 議案書の6ページをお開きください。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明)</p> |
| 議長 | <p>ただいま、事務局の説明のとおりであります。 次に、議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、所有権移転分を議題といたします。 事務局に議案の説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>議案書の7ページをお開きください。 今月の議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についての所有権移転分は、3件でございます。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 以下については、お目通しください。 今回の所有権移転分につきましては、すべて経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると思われまます。 皆様のご審議をよろしくお願いいたします。</p> |
| 議長 | <p>ただいま、事務局の説明のとおりであります。 それでは、議案第1号のうち所有権移転分について、一括審議願います。</p> |
| 委員 | <p>ご質疑、ご意見はございませんか。</p> |
| 議長 | <p>「なし」の声あり。 議案第1号のうち所有権移転分については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。</p> |
| 委員 | <p>「異議なし」の声あり。</p> |
| 議長 | <p>ご異議なしと認めます。 よって、議案第1号のうち、所有権移転分については、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> |
| 事務局 | <p>次に、議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、利用権設定分を議題といたします。 事務局に議案の説明を求めます。 今月の議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、利用権設定分は、議案書の8ページから23ページまでの61件で、うち新規が58件、再設定が3件となっております。 また、農地中間管理事業の利用権設定22件につきまして、鹿児島県地域振興公社の借受議案の後は、農家への転貸議案となります。 議案書の8ページをお開きください。</p> |

(番号1を議案書のとおり読み上げ説明)
以下については、お目通しください。
なお、23ページの総合計は103筆、114、175㎡、農地中間
管理事業の重複分を除くと、81筆、90、535㎡となっています。
今回の利用権設定分につきましては、すべて農業経営基盤強化促進法
第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
ただいま、事務局の説明のとおりであります。
それでは、議案第1号のうち、利用権設定分の1番について、ご審議
願います。

これにつきましては、会議規則第25条の規定により、26番委員の
退席を求めます。

(26番委員の退席を確認)
ご質疑、ご意見はございませんか。
「なし」の声あり。

議案第1号のうち利用権設定分の1番については、原案のとおり承認
することにご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり。
ご異議なしと認めます。
よって、議案第1号のうち利用権設定分の1番については、原案のと
おり承認することに決定いたします。

(26番委員の復席を確認)
次に、議案第1号のうち利用権設定分の2番から4番について、ご審
議願います。

この2番から4番については、新規就農者に関する案件であり、地区
担当委員が営農状況等の調査を行っておりますが、会の進行を優先する
ため事務局からの一括報告といたします。

それでは、事務局に報告を求めます。
新規就農者について、事務局から報告いたします。

申請者、土地の所在、地目、面積等については、議案にお示しのお
りです。また、営農計画書については、審議資料の1ページと2ページ
に掲載しています。

2番につきましては、6番委員と25番委員に調査を行っていただき
ました。

申請人は、会社員でしたが、実家が農家であったことから、以前より
農業に興味があり、自分でも営農したいと思い、このたび新規就農者と

なりました。

農機具等は、自己所有のものを使用し、栽培技術、機械の操作については、親から教わるため問題はありません。

栽培品目としては、オクラ、スナップエンドウを中心に、年間販売高400万円を目指しています。

作業に従事するのは、基本的には妻と2人です。

なお、営農計画書を資料の1ページに添付していますので、ご参照ください。

3番と4番につきましては、4番委員と2番委員に調査を行っていただきました。

申請人は、会社員でしたが、農家である叔父の手伝いをするうちに、自分でも営農したいと思い、このたび新規就農者となりました。

農機具等は叔父のものを借用し、栽培技術、機械の操作については、叔父から教わるため、問題はありません。

栽培品目としては、スナップエンドウ、オクラを中心に年間販売高400万円を目指しているとのことです。

作業に従事するのは、基本的には妻と2人です。

なお、営農計画書を資料の2ページに添付していますので、ご参照ください。

以上事務局から報告いたします。皆様のご審議をよろしくお願いたします。

議長

ただいま、事務局の報告のとおりであります。

それでは、議案第1号のうち2番から4番について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

21番委員

3番4番の経営面積について、議案書の面積と営農計画書の面積が違うのは何故ですか。

事務局

今回借りた畑の中で、現在耕作している畑の面積だけを営農計画書に載せてありますので、管理中の畑の面積分だけ差異が生じています。

議長

ほかにご質疑、ご意見等はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第1号のうち利用権設定分の2番から4番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち利用権設定分の2番から4番については、

| | |
|----------------|---|
| | <p>原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第1号のうち利用権設定分の5番から23ページ61番までは、一括審議願います。</p> <p>ご質疑、ご意見はございませんか。</p> |
| 15番委員 | <p>36番の賃貸借料について、少し高いと思いますが、何か理由がありますか。</p> <p>また、39番、40番、41番が使用貸借となっているのは何故ですか。</p> |
| 事務局 | <p>36番はハウスの使用も含まれているので、高く設定しております。</p> <p>39番から41番までの使用貸借については、39番と40番は、管理のみとなっているからです。</p> <p>41番は、耕作条件があまり良くないことが理由です。</p> |
| 議長 委員 議長 | <p>ほかにご質疑、ご意見等はございませんか。</p> <p>「なし」の声あり。</p> <p>議案第1号のうち利用権設定分の5番から61番については、原案のとおり、承認することにご異議ございませんか。</p> |
| 委員 議長 | <p>「異議なし」の声あり。</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第1号のうち利用権設定分の5番から61番については、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定についてを、議題といたします。</p> |
| 小委員長 | <p>これにつきましては、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。</p> <p>4月11日の転用調査時に、私と23番委員、27番委員と事務局3名の計6名で現地聞き取り調査を行いましたので、ご報告いたします。</p> <p>申請に基づき、現地確認と聞き取り調査を行った結果、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおります。</p> <p>1番から11番は売買であります。7番のみ住宅に隣接する農地であることから、所有権移転の特例を適用しております。</p> <p>12番は親族への贈与、13番は兄弟への贈与、14番は子への贈与で、贈与税に関しては理解しているとのこと。</p> <p>なお、いずれの申請地も、面的にまとまった農地を分断するようなこともなく、周辺への影響もないと思われま。</p> <p>また、すべての案件に係る、農地法第3条第2項の各号の判断につきましては、別添の農地法第3条調書のとおりでございますが、すべての</p> |

案件について、前述の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。

最後に、農地法第3条調書、位置図、字図につきましても、審議資料の3ページから46ページに添付していますので、ご参照いただきまして、ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長 現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。それでは、議案第2号については、一括審議願います。ご質疑、ご意見はございませんか。

15番委員 小委員長に質問です。7番は、住宅に付随した農地の所有権移転の特例となっていますが、実際、現地を見て、特例が認められるような状況だったかを教えてください。

小委員長 はい。申請地は、住宅敷地に隣接しており、特例が適用される農地であることを確認しております。

3番委員 7番の申請人は指宿市外の方ですが、指宿市にゆかりのある方なのか、申請理由を教えてください。

事務局 毎月1回は指宿市に来て、今回買った家に1週間ほど滞在し、畑も管理するそうです。

2番委員 1番、3番、4番について、譲受人の農地取得後の営農計画を教えてください。

事務局 カボチャやマンゴーを耕作する計画です。

議長 ほかにご質疑、ご意見等はございませんか。

委員 「なし」の声あり。

議長 議案第2号については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり。

議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第3号農業振興地域整備計画の一部計画変更のうち、用途区分変更申出の意見決定についてを、議題といたします。

これにつきましても、小委員会では調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

小委員長 これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

番号1番ですが、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。事業目的は、農業用施設（駐車場兼作業場）です。

審議資料の47ページをお開きください。

申請地は、[]から南へ580m離れた、農用地区域内農地で、東と南は畑、それ以外は用悪水路に接しています。

農地区分・許可事項については、農用地区域内農地ではありますが、不許可の例外である農業振興地域整備計画指定用途に該当します。

事業計画者は、自己の耕作農地に隣接する申請地に、農業用機械の駐車場及び、作業場を整備するもので、既に完成していたことから、今回始末書が提出されております。

なお、申請地は自己所有地の一部であり、代替地についても何箇所か検討してはありますが、いずれも事業計画を満たさず、利用集積や保全面、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号2番ですが、事業目的は、農業用倉庫及び資材置場と農機具置場です。

審議資料の48ページをお開きください。

申請地は、[]から南東へ200m離れた農用地区域内農地で、東は宅地、西は里道、南は市道、北は畑に接しています。

農地区分・許可事項については、農用地区域内農地ではありますが、不許可の例外である農業振興地域整備計画指定用途に該当します。

事業計画者は、農産物の生産・加工業などを営む法人で、事業規模の拡大に伴い、既存の作業場に隣接する申請地を取得し、農業用倉庫及び資材置場と農機具置場を整備する計画です。

代替地についても何箇所か検討してはありますが、いずれも事業計画を満たさず、利用集積や保全面、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

なお、本案件は同時に5条の申請がなされ、本日、議案第4号9番にてご審議いただくこととなっております。

以上報告のとおり、小委員会では用途区分変更もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。

それでは、議案第3号の1番と2番は、一括審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

15番委員

2番は、用途区分変更が認められてから、5条申請という流れだと思っておりますが、今回のように用途区分変更と5条許可が同時でも、問題はありませんか。

議長

暫時休憩いたします。

休憩前に引き続き、会議を再開します。

事務局

県や県農業会議からの指導のもと、申請人が不利益にならないように同時申請も受け付けております。転用申請に係る書類が全て揃っていることを確認できれば、同時申請も可能と考えます。実際、これまでも同時申請を許可したこともあります。

なお、同時申請が可能であることを、次回の委員会でお示ししたいと思います。

議長

ほかにご質疑、ご意見等はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第3号の1番と2番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号農業振興地域整備計画の一部計画変更のうち、用途区分変更申出の意見決定については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定についてを、議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

小委員長

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。

まず番号1番ですが、転用目的は、貸駐車場です。

審議資料の49ページをお開きください。

申請地は、XXXXXXXXXXから南へ390m離れた農地で、東は市道、西と北は保安林、南は里道に接しています。

農地区分・許可事項については、中山間地域等に存在する、農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地のその他の農地に該当します。

申請人は、申請地を取得し、隣接地で観光業を営む法人への貸駐車場を整備する計画です。

土地の形状については現状で、構造物等の建築も行わないことから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号2番ですが、転用目的は、一般住宅です。

審議資料の50ページをお開きください。

田、西は里道、南は宅地に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は、自動車整備及び販売業を営む法人で、本店に近接する申請地を取得し、車両などの車両置場を整備する計画です。

土地の形状については80cmほど盛土し、土留工事を行います。隣接する畑はないことから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号5番ですが、転用目的は、一般住宅です。

審議資料の53ページをお開きください。

申請地は、 から西へ240m離れた農地で、東は市道、西と北は畑、南は宅地に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は、現在、借家住まいであることから、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状で、境界にはブロックを設置予定です。隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号6番ですが、転用目的は、宅地の拡張です。

審議資料の54ページをお開きください。

申請地は、 から北へ190m離れた農地で、東と南は、それ以外は宅地に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は、隣接地に住宅の建築を予定しており、申請地を取得し、境界法面を整備する計画ですが、既に着工していたことから、今回、始末書が提出されています。

土地の形状については現状で、よう壁設置予定であり、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号7番ですが、転用目的は、一般住宅です。

審議資料の55ページをお開きください。

申請地は、XXXXXXXXXXから南西へ340m離れた農地で、東は市道、西と南は田、北は宅地に接しています。

農地区分・許可事項については、第1種農地に該当しますが、南側に住宅等が連たんしていることから、第1種農地の不許可の例外である集落接続施設に該当します。

申請人は、現在借家住まいであり、申請地を義母より使用貸借し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については1.4mほど盛土し、隣接地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号8番ですが、転用目的は、豚舎です。

資料の56ページをお開きください。

申請地は、XXXXXXXXXXから北西へ630m離れた農用区域内農地で、東と北は農道、西は畑及び農業用施設、南は畑に接しています。

農地区分・許可事項については、農用区域内の農地ではありますが、令和5年2月17日付で、農業用施設用地として用途区分変更がされていることから、不許可の例外である農用地利用計画指定用途に該当します。

申請人は、養豚業を営んでおり、規模拡大に伴う既存施設移転に伴い、申請地を取得し、豚舎を建築する計画です。

なお、総事業面積は6,280㎡で、全員調査を必要とする3,000㎡をこえておりますが、先の用途区分変更手続きの際に、全員調査を行っているため、今回の申請に係る全員調査は省略しております。

土地の形状については現状で、土留工事を行う予定です。隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上報告のとおり、小委員会では、転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。

それでは、議案第4号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

8番については、以前、全体調査で現地を確認した際、既設の側溝幅が少し狭いと感じましたが、道路や周辺農地へ流出しないような、雨水

議長

2番委員

議長 処理の計画になっていますか。
 暫時休憩いたします。
 休憩前に引き続き、会議を再開します。

事務局 雨水については、既存の側溝に流す計画です。なお、申請人からは、被害防除計画書及び誓約書が提出されておりますので、仮に周辺農地等への被害が発生する恐れが生じた場合、または被害が発生した場合は、その防除について万全の措置をとるよう指導いたします。

議長 ほかにご質疑、ご意見等はございませんか。
 委員 「なし」の声あり。
 議長 議案第4号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり。
 議長 ご異議なしと認めます。
 よって、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定については、原案のとおり承認することに決定いたします。
 次に、議案第5号農用地あっせん申出についてを、議題といたします。

事務局 事務局に議案の説明を求めます。
 議案書の32ページをお開きください。
 議案第5号農用地あっせん申出の売渡・貸付をご説明します。
 今月は、売渡申出が4件でございます。
 （番号1を議案書どおり読み上げ説明）
 以下については、お目通しください。
 なお、見取図、地籍図につきましては、審議資料の57ページから66ページに掲載しています。
 以上で説明を終わります。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 ただいま、事務局の説明のとおりであります。
 それでは議案第5号について、ご審議願います。

議長 ご質疑、ご意見はございませんか。
 委員 「なし」の声あり。
 議長 このあっせん申出につきましては、事務局としてあっせん委員を選出されていると思いますので、事務局案の発表をお願いします。

事務局 それでは、あっせん委員の事務局案を申し上げます。
 議案書の32ページをお開きください。

議長

番号1は25番委員と6番委員。

番号2は15番委員と1番委員。

番号3は25委員6番委員。

番号4は28番委員と9番委員。

以上、事務局案として提案いたします。

皆様のご審議をお願いいたします。

ただいま、事務局案が発表されました。

それぞれ各委員は、よろしいでしょうか。

(各委員了解あり)

それでは、議案第5号は原案のとおり承認することとし、あっせん委員は、事務局案のとおり決定いたします。

次に、議案第6号利用状況調査に係る非農地判断についてを、議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局

議案第6号利用状況調査に係る非農地判断についての説明をいたします。

議案書は33ページから34ページになります。

今回の対象地域は、小川農村公園北側、大山駅西側、浜児ヶ水区北側及び南側、利永区北側、開聞総合運動公園北西側、開聞十町区北側及び西側になります。

(番号1を議案書どおり読み上げ説明)

以下については、お目通しください。

今回の非農地判断につきましては、農地法第30条に基づく利用状況調査により、農地に復元して利用することが困難と見込まれる土地として分類された農地について、農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当するか否かの判断を行うため、先月、事務局で現地確認の再調査を行いました。

その結果、議案書に記載の農地は山林の様相を呈しているなど、農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれることから、農地に該当しない土地であることが確認されました。

よって、24筆21、263㎡の農地につきましては、農地に該当しない土地、いわゆる非農地としての判断について、承認を求めるものです。

なお、非農地判断後に農地復元等が確認された場合は、改めて農地台帳に登載することとなります。

以上で説明を終わります。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

| | |
|-----------|--|
| 議長 | <p>ただいま、事務局の説明のとおりであります。</p> <p>それでは、議案第6号について、ご審議願います。</p> <p>ご質疑、ご意見はございませんか。</p> |
| 委員 | <p>「なし」の声あり。</p> |
| 議長 | <p>議案第6号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。</p> |
| 委員 | <p>「異議なし」の声あり。</p> |
| 議長 | <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第6号利用状況調査に係る非農地判断については、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>本日の議題は、これで終了いたしました。</p> <p>ほかにごございませんか。</p> |
| 15番委員 | <p>サツマイモ基腐病に抵抗性のある、みちしずくという芋の苗があると聞きました。農業新聞等にも掲載があったようですが、本市において、市や農協から、この苗の提供があったかどうかについて、教えてください。</p> |
| 事務局 議長 | <p>担当課に確認を取り、次回の委員会で文書にて回答いたします。</p> <p>ほかにごございませんか。</p> <p>「なし」の声あり。</p> <p>ほかになければ、その他に入ります。</p> <p>その他について、事務局の説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>それでは、その他についてご説明いたします。議案書の35ページをご覧ください。</p> <p>その他（議案書35ページを参照して説明）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 4月の行事報告 2. 5月の行事予定等 3. その他 <ul style="list-style-type: none"> （令和5年度最適活動の数値目標について） （委員の公函等の閲覧について） （貸したい・借りたいアンケートについて） |
| 議長 | <p>ほかにごございませんか。</p> |
| 委員 | <p>「なし」の声あり。</p> |
| 議長 | <p>ほかにないようですので、本日の委員会に付議されました案件は全て終了いたしました。</p> <p>これをもちまして、第22回指宿市農業委員会を閉会いたします。</p> |
| 事務局 | <p>全員ご起立ください。</p> |

一同礼。

(閉会午後 3 時 5 4 分)

指宿市農業委員会会長 蓑田六雄

議事録署名委員 1 2 番委員 _____

議事録署名委員 1 3 番委員 _____

